

請願陳情に意味を持たせるため、会議規則を改正してほしいに関する陳情

住所 立川市

氏名 奥澤優耶

連絡先

陳情の要旨と理由

政治への失望の解消

現状市民が請願や陳情を市議会に提出し、全会一致や賛成多数で可決されたとしても、それらを行政が実行しなければならないという決まりにはなっておりません。よって実際に全会一致賛成で可決されたけれど、現在も実行されていないものがあります。これを続けていますと、請願や陳情を時間をかけて作成し、署名を集めて市議会議員皆様へ働きかけて賛成多数で可決されたのだけど、行政として実行する必要はないとなってしまうと、市民としては何のために時間を使って力を尽くしたのかわからず、憤りや失望感が生まれます。またこれは実際に私が市民の方から伺っている声であり、私が代弁をしています。よって請願や陳情が賛成多数で可決された場合には、きわめて強い効力で実行しなければいけないという形で会議規則を改正してほしいです。よろしくお願いします。

またもし実際に取り組んでみて、元に戻した方が良くということになった場合には市議会議員提案などによって市民が提出した請願や陳情の反対案を提出し、それに賛成多数で可

決させれば、今度は逆にやらないということになりますので、まさに民主主義を実行してほしいと思うのです。

また一々気になることがあります。ここに質問を書いても行政等から返答をいただける決まりはありませんが、例えば本陳情が立川市議会賛成多数で可決されたとしても、これもまた行政としては会議規則によってやらなくても罰則も何もありませんからやらないということもあり得るのでしょうか？また実行しなかったとしても、罰則も何もなく日常の立川市が運営されていきますか？よろしくお願いします。

補足 国政都政でなければかえられない議案が立川市議会でも可決されることは考えにくいですが、もしそれらが可決されたとしても当然国政都政のことで立川市には変更できる裁量権はありませんので実行する必要はないです。私が考えていることは、立川市政独自の意思決定で変更できる部分について市議会でも可決された案件については立川市政で変えられますので、ぜひ請願陳情の通り変えて（実行して）いただきたいということです。もちろん令和6年度に視覚障害者に音訳CDをご自宅に全戸配布してほしいという請願は全会一致で可決されましたが、落としどころとして全員に郵送ではなく、希望者に郵送の形になりましたので、必ず実行してほしいの裏側には、このように落としどころがあっても良いとはもちろん考えています。

どうぞよろしくお願いいたします。

5 19
令和7年4月24日

立川市議会議長殿 福島 正美殿